

議案第 6 5 号

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成 2 7 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「利用者負担額」を「子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子ども（別表において「満 3 歳未満保育認定子ども」という。）に係る教育・保育給付認定保護者についての利用者負担額」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する教育認定子ども及び同項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての利用者負担額は、零とする。

第 4 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

満 3 歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間
A 階層	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付受給世帯	0 円	0 円
B 階層	市区町村民税非課税世帯	0 円	0 円
C 階層	C 1 市区町村民税均等割額のみ	7, 400 円	7, 200 円
	C 2 市区町村民税所得割課税額 24, 300 円未満	8, 200 円	8, 000 円
	C 3 市区町村民税所得割課税額 24, 300 円以上 48, 600 円未満	9, 200 円	9, 000 円
	C 4 市区町村民税所得割課税額 48, 600 円以上 55, 700 円未満	10, 000 円	9, 800 円

C 階 層	C 5	市区町村民税所得割課税額 55,700円以上 62,800円未満	11,600円	11,400円
	C 6	市区町村民税所得割課税額 62,800円以上 77,100円以下	14,500円	14,200円
	C 7	市区町村民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	19,500円	19,100円
	C 8	市区町村民税所得割課税額 97,000円以上 109,000円未満	26,000円	25,500円
	C 9	市区町村民税所得割課税額 109,000円以上 121,000円未満	32,000円	31,400円
	C 1 0	市区町村民税所得割課税額 121,000円以上 133,000円未満	36,000円	35,300円
	C 1 1	市区町村民税所得割課税額 133,000円以上 145,000円未満	39,000円	38,300円
	C 1 2	市区町村民税所得割課税額 145,000円以上 157,000円未満	41,100円	40,400円
	C 1 3	市区町村民税所得割課税額 157,000円以上 169,000円未満	43,600円	42,800円
	C 1 4	市区町村民税所得割課税額 169,000円以上 190,100円未満	47,000円	46,200円
	C 1 5	市区町村民税所得割課税額 190,100円以上 211,200円以下	49,800円	48,900円
	C 1 6	市区町村民税所得割課税額 211,201円以上 232,300円未満	51,000円	50,100円
	C 1 7	市区町村民税所得割課税額 232,300円以上 253,400円未満	53,500円	52,500円
	C 1 8	市区町村民税所得割課税額 253,400円以上 274,500円未満	55,000円	54,000円
	C 1 9	市区町村民税所得割課税額 274,500円以上 301,000円未満	56,000円	55,000円
	C 2 0	市区町村民税所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	58,000円	57,000円
C 2 1	市区町村民税所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	59,900円	58,800円	
C 2 2	市区町村民税所得割課税額 397,000円以上	62,400円	61,300円	

備考

- 「保育標準時間」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）と認定された場合の保育必要量をいい、「保育短時間」とは同項の規定により1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）と認定された場合の保育必要量をいう。
- 満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分の認定については、その子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家

計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、これらの者の課税額の合計額により行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び別表の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

令和元年9月2日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

子ども・子育て支援法等の改正による幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額に係る規定を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。